

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



み ね し ふく し じ む し ょ
美祢市福祉事務所

み ね し やく し ょ ふく し か せいかつ し えん は ん
(美祢市役所 福祉課 生活支援班)

電話 0837-52-5227

【令和7年4月1日改訂】

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

もくじ

- 1 せいかつ ほ ご
生活保護とは 1
- 2 せいかつ ほ ご しんせいてつづ
生活保護の申請手続きについて 2
- 3 せいかつ ほ ご かいし ばあい
生活保護が開始された場合 6
- 4 げんめんとう う
減免等が受けられるもの 1 1
- 5 みんせいいいん ち く たんとういん
民生委員と地区担当員 1 2

1 せいかつ ほ ご 生活保護とは

びょうき 病気やけが、しつぎょう 失業、しょうがい 障害、おも 思いがけない事故などによって しゅうにゅう 収入が減
じじょう ったり、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

せいかつ ほ ご 生活保護は、このようなときに、にっぽんこくけんぽうだい 日本国憲法第25条で認めている「健康
ぶんかてき で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、のうりよく 能力におお応じてじりつ自立した
せいかつ 生活（けいざいてきじりつ 経済的自立、にちじょうせいかつじりつ 日常生活自立、しゃかいせいかつじりつ 社会生活自立）が送れるよう、必要
しえん な支援を おこな 行 せいど う制度です。

せいかつ ほ ご 生活保護の申請は国民の権利です。

- ※ 「経済的自立」 ： 就労による経済的な自立
- ※ 「日常生活自立」 ： 身体や精神の健康を回復・維持し自分で健康・生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ることができる自立
- ※ 「社会生活自立」 ： 社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立

生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 せいかつ ほ ご しんせいてつづ 生活保護の申請手続きについて

① 相 談

生活に困って生活保護についてお聞きになりたい方は、福祉事務所（福祉課生活支援班）にご相談ください。生活保護を受けようとする世帯のご本人でなくとも、ご家族やご友人でも相談はお受けします。生活にお困りの世帯の状況をお聞きして生活保護制度の説明や活用可能な制度のご案内を行います。

② 申 請

生活保護の申請は原則として本人の意思で申請することが必要です。福祉事務所で申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入の上、提出してください。何らかの理由で本人が申請できない場合は、親族などが代理で申請することもできます。

③ 調 査

生活保護の申請を受け付けた後に、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は生活保護の決定（開始または却下等）を行うため、世帯状況や保護の要件が満たされているかを調査します。調査においては次のような活用ができるものがあるか確認します。

【資産の活用】

預貯金、生命保険、土地・家屋、自動車などの資産は下記の場合を除き原則として売却など処分し最低限度の生活の維持のために活用してください。

- ・その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっている
- ・近い将来において活用されることが確実であり、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められている
- ・処分することができないか、または著しく困難である
- ・売却代金よりも売却に要する経費が高い
- ・社会通念上処分させることを適当としないもの

不動産について

・居住用不動産は原則保有が認められます。ただし、ローンにより取得した住宅でローン完済前のものについては、保有を認められません。

リバースモーゲージ（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

資産活用のひとつの方法として、居住用不動産（土地及び家屋）を担保に生活資金を融資することで、65歳以上の高齢者がその住居に住み続けながら生活資金を得られるようにする制度で、生活保護よりも優先されます。

生命保険について

・生命保険の解約返戻金は資産として活用させるのが原則ですが、保護開始時の返戻金が少額であり保険料額が少額である場合は保有が認められる場合があります。

・学資保険は保護開始時の解約返戻金が50万円以下であり、対象である世帯員の子が18歳以下であるときに一時金を含む満期保険金を受けることができ、一時金を含む満期保険金や満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあててことを目的としている場合は保有を認められる場合があります。

自動車について

・生活用品としての自動車（日常生活の便利に用いられるのみの場合）は地域の普及率に関係なく原則的に保有を認められません。公共交通機関の利用が著しく困難である勤務先に自動車により通勤する場合（当該勤務が自立助長に役立っており自動車の処分価値が小さく勤務による収入が自動車維持費を大きく上回る場合に限る）や障害者が通院用に自動車を使用する場合など、保有が認められる場合があります。

・保護開始時において失業や傷病により就労を中断している場合の通勤用に保有していた自動車については、概ね6ヶ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては処分指導を保留することができます。ただし、自動車の処分を保留しているのであり保留期間中の自動車の使用を認めていません。

オートバイ及び原動機付自転車について

・総排気量125ccを超えるオートバイについては上記の自動車の取扱いに準じます。生活用品としては保有を認められません。

・総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その

処分価値及び主な使途等を確認した上で、当該オートバイ等が現実には最低生活維持のために活用されており処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められる、保険（自動車損害賠償責任保険及び任意保険）に加入している、保険料を含む維持費についての捻出が可能であるすべての要件を満たしていれば保有が認められます。

【稼働能力の活用】

働くことができる人、その能力に応じて働くことが必要です。ただし、病気などで働くことができない場合は治療するなど、その問題解決を優先します。

【他法他施策の活用】

生活保護を実施する上で他の法律または制度による保障や援助等を受けることができるものは、それらを優先的に活用する必要があります。

（健康保険、傷病手当金、失業給付金、各種年金、児童手当、児童扶養手当など）

【扶養義務者の取扱い】

親、子、兄弟姉妹などの「扶養義務者」による援助は生活保護よりも優先されますが、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではありません。実際に扶養義務者からの仕送り等の金銭的援助が行われたときは、これを収入として取り扱います。

扶養義務者の存否の確認は要保護者（保護申請者）による申告を基本とし必要に応じて戸籍謄本等によって行います。存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により扶養の可能性の調査を行います。

扶養履行が期待できる扶養義務者に対しては文書等による照会を行います。

扶養義務者が次のような者である場合、「扶養義務履行が期待できない者」と判断し直接照会を行いません。

- ・扶養義務者が生活保護被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（専業主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など

- ・要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合（要保護者が当該扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立している等の

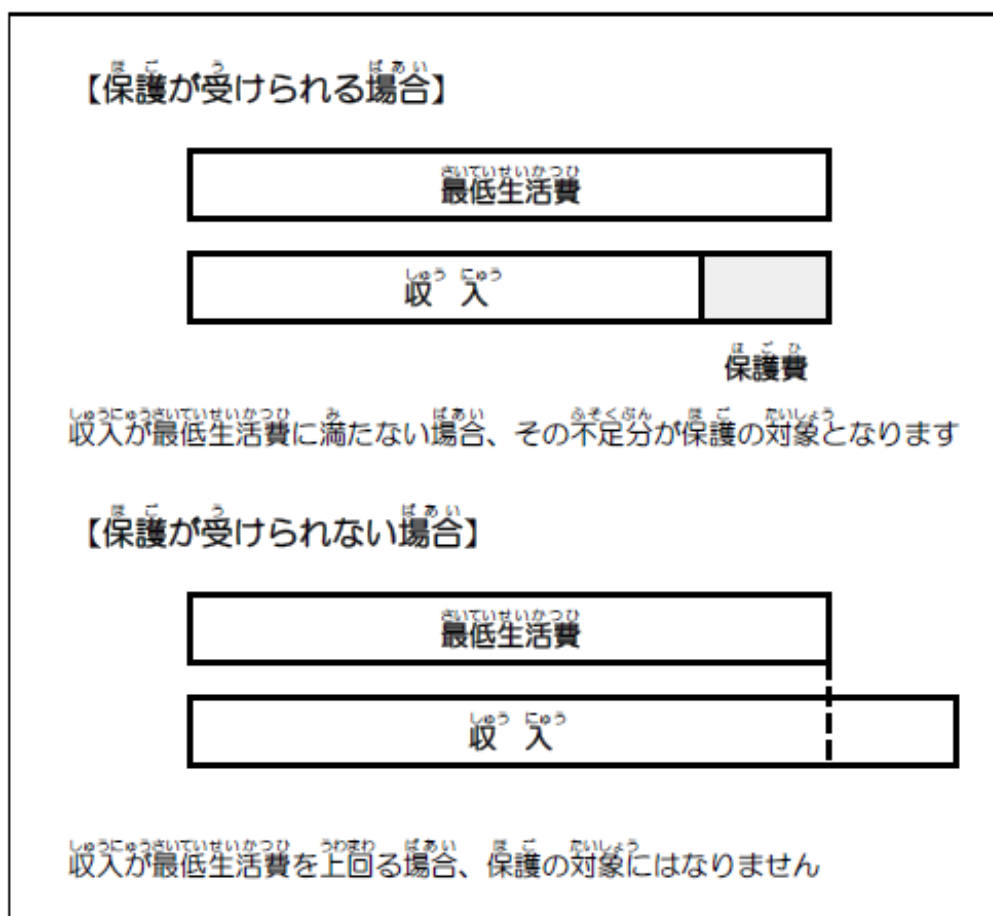
事情がある、当該扶養義務者と１０年程度音信不通であるなど交流が断絶していると判断されるなど著しい関係不良の場合）

- ・当該扶養義務者に対して扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃げてきた母子、虐待等の経緯がある者など）

扶養可能性調査における聞き取りの中で、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するかどうかという観点から検討します。

④ 保護の決定

調査に基づき国が定めた月ごとの基準（最低生活費）と世帯の収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に生活保護が適用され、その不足分に対して保護費が支給されます。収入が最低生活費を上回る場合は生活保護を受けることができません。



⑤ 結果通知

保護が受けられるかどうかは、原則として申請から14日以内に保護の開始、却下等の決定を行い申請者に書面で通知します。ただし、調査等に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には30日まで延期することがあります。

3 せいかつ ほ ご かいし ばあい 生活保護が開始された場合

生活保護の種類

生活保護は、それぞれの世帯の状況によって次の8つの扶助のうち、必要なものが受けられます。

① 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用

② 教育扶助

義務教育に必要な学用品、給食費などの費用

③ 住宅扶助

家賃、地代、住宅の維持のために必要な修繕費など

④ 医療扶助

病気やけがの治療に必要な費用

⑤ 介護扶助

介護保険によるサービスを受けるための費用

⑥ 出産扶助

出産に必要な費用

⑦ 生業扶助

高等学校や高等専門学校就学にかかる費用や技能を身に付けるための費用

⑧ 葬祭扶助

葬儀に必要な費用

※就労または進学により生活保護が廃止となる場合、下記のような給付金が支給されます。

就労自立給付金

安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者へ、前6ヶ月間の就労収入額等に応じて給付金を支給します。

単身世帯：最低2万円 上限10万円 複数世帯：最低3万円 上限15万円

進学・就職準備給付金

高等学校等を卒業し大学等に進学または就職をすることで保護を廃止する者に対して給付金を支給します。

転居をする場合：30万円 それ以外の場合：10万円

一時扶助

生活保護には特定の状況下において一時的に支給される扶助があります。福祉事務所に事前の相談、申請を行う必要があります。

（一時扶助の例）

- ・保護開始時に被服が全くないか、または全く使用に耐えない場合
- ・保護開始時や転居時にエアコンや冷蔵庫、洗濯機等の生活必需品の購入費用
- ・入学準備金（小・中学校、高等学校へ進学するときの準備費用）
- ・学習支援費（小・中学校、高等学校でクラブ活動に要する費用）
- ・転居が必要と認められる場合の敷金や引っ越し代
- ・主治医が必要と判断した常時失禁状態にある患者に対する紙おむつ等費用
- ・主治医が必要と判断し作成した治療材料（眼鏡やコルセットなど）
- ・主治医が必要と判断した通院のための交通費（電車、バス、タクシー等）

各種加算について

生活保護には支給額が増額する加算項目があります。生活保護被保護者の状況により最低生活費に加算され支給額が調整されます。

障害者加算

重度の障害のある者（重度の障害者手帳所持者や障害基礎年金受給者など）に対する加算

放射線障害者加算

原爆放射能による負傷、疾病の状態にある者に対する加算

母子加算

ひとり親世帯（父子世帯も含む）に対する加算

妊産婦加算

妊娠中と産後の被保護者に対する加算

児童養育加算

18歳未満の児童を養育する世帯に対する加算

介護施設入所者加算

介護施設に入所している被保護者に対する加算

介護保険料加算

65歳以上の介護保険第1号被保険者である被保護者が納付する介護保険料実費相当分

在宅患者加算

在宅で療養に専念している被保護者に対する加算

冬季加算

冬季（11月～3月）に算定される加算

保護費の支給について

・保護費の支給は原則として口座への振り込みです。ただし、世帯の事情により窓口による支給もできます。その際は、受給者証及び印鑑を持参し、世帯主か世帯員（被保護者）が支給を受けてください。被保護世帯以外の代理人による受取りは認めていません。

・保護費の支給日は毎月5日（5日が休日・土日の場合は、その前日になります）

治療を受けたいときは

・病気の治療（入院・通院）に行くときは、事前に福祉事務所で診療依頼書の交付を受け医療機関の窓口に提出してください。夜間や休日など緊急に受診した場合は受給者証を医療機関に提示し、後日に必ず福祉事務所に連絡してください。

・通院する際に交通費がかかる場合は、交通費が支給される可能性があります（原則としては電車やバス等の公共交通機関、通院者の病状によりタクシーの使用が認められる場合もあります）。事前に福祉事務所にて相談ください。（主治医により必要と認められた場合）

・生活保護開始前に加入していた国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、返還の手続きをお願いします。

生活保護を受けたときの権利について

- ① 生活保護の要件を満たす限りは平等に利用することができます。
- ② 正当な理由なく保護を止められたり保護費を減らされたりすることはありません。
- ③ 保護として受けたお金や品物、また保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

生活保護を受けたときに守っていただくこと

① 譲渡禁止

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務

働ける人は能力に応じて収入を得る努力をしてください。療養が必要な人は医師の指示に従い健康の保持及び増進に努めてください。不必要な支出の節約を図りながら生活の維持及び向上に努めてください。

③ 指示等に従う義務

福祉事務所は生活の維持、向上その他保護の目的達成のために必要最小限の範囲で指導または指示をすることができます。これらの指導または指示に従わない場合は保護が利用できなくなることがあります。

④ 届出の義務

被保護者は収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、居住地もしくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。

【届出が必要な場合】

収入・資産に変動があったとき

- ・ 毎月の給料を受け取ったとき
- ・ 臨時の収入があったとき
- ・ 高校生がアルバイト収入を得たとき

※就労収入を申告することで、基礎控除や20歳未満控除、必要経費を実費控除として認定し、収入から控除することができます。

※高校生のアルバイト収入を申告することで、基礎控除や20歳未満控除のほか、クラブ活動費や修学旅行費、大学・専門学校の入学金など早期自立にあてられると認められるものは収入から控除とすることができます。

- ・ 年金や児童手当などの公的手当を受けたとき
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金などを受けたとき
- ・ 交通事故などで、慰謝料や補償金を受け取ったとき
- ・ 自動車や不動産などの資産を売却したとき、または譲り受けたとき
- ・ 相続による資産の取得や収入があったとき
- ・ 親族からの養育費、仕送りなどの援助を受けたとき
- ・ 借金をしたとき

世帯状況に変化があったとき

- ・ 転居をするとき
- ・ 家族構成に変動があったとき（出生、死亡、転入転出など）
- ・ 入院、退院をするとき、または転院するとき
- ・ 就職や離職をするとき、職場の健康保険の加入や資格を喪失したとき
- ・ 学校への入学や中途退学や卒業したとき
- ・ 家賃や地代が変わるとき
- ・ 帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ 新たに介護保険のサービスを受けるとき
- ・ その他、生活状態に大きな変化があったとき

保護の費用の返還と徴収

① 保護費の返還【法第63条】

資力がありながら保護を受けた場合には、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内の額を返還していただきます。

- ・ 保護受給中に資産を売却して収入を得た
- ・ 保護受給中に生命保険の入院給付金や解約返戻金などを受けた
- ・ 保護受給中に年金が遡って支給された など

※全額返還を原則としていますが、自立更生のためにやむを得ない用途にあてられたものについては、福祉事務所が認めた額を控除することができます。

② 不正受給の費用徴収と罰則【法第78条】

収入の届出を怠ったり偽りの申告をした場合など、不正な手段で保護を受けた場合には、保護のために要した費用の額の全部または一部を徴収されます。また、情状により生活保護法の罰則規定あるいは刑法の規定に基づき処罰を受けることがあります。

保護の決定に不服があるときは

保護の決定の内容について、納得できず不服があるときは、福祉事務所長による決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、山口県知事に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。

4 減免等が受けられるもの

生活保護を受給している間については、手続を行うと次のようなものが減免になったり免除されたりすることがあります。詳細については、地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

- ① 市・県民税、固定資産税・都市計画税
- ② 国民年金保険料
- ③ 保育料
- ④ 美祢市有線テレビ使用料
- ⑤ NHK放送受信料

5 みんせいいいん 民生委員 ちくたんとういん と地区担当員

民生委員

民生委員は地域住民と福祉事務所とをつなぐボランティアです。生活にお困りのことがあれば相談に乗ってくれます。

相談の内容や個人の秘密については固く守りますので、安心して相談してください。

地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所には、あなたの地区を担当している地区担当員がいます。地区担当員はあなたの世帯の困っていることの解決や自立を目指すために必要な支援や助言を行う福祉事務所の職員です。

保護の相談に来られた方の相談を受けたり、正しい保護を行うために定期的に家庭訪問をしています。保護を受けられている世帯が生活の維持向上や自分の力で生活ができるようになるにはどうしたらよいか一緒に考えます。

相談の内容や個人の秘密については固く守りますので、困っていることがありましたら、地区担当員にご相談ください。



美祢市
MINE CITY

みねしふくしじむしょ
美祢市福祉事務所

みねし 美祢市 しみんふくしふくしかせいかつしえんはん 市民福祉部福祉課生活支援班

〒759-2292

みねし おおみねちょうひがしふん 美祢市大嶺町東分 ばんち 326番地1

TEL 0837-52-5227